

「平成30年度独立行政法人等に対するフォローアップ監査の実施支援業務（その1）」に係る  
 一般競争入札（総合評価落札方式）に関するQ&A

作成日：2018年9月28日  
 独立行政法人 情報処理推進機構

■入札説明書に関する質問と回答

No.	頁番号	質問	回答
1	p.3	必要に応じて実施されるヒアリングの日にちが2018年10月4日（木）で指定されているが、どうしても都合がつかない場合は、提案資料の提出を2018年10月1日（月）までにする等の対応を行うことを前提として、ヒアリングの日にちを2018年10月2日（火）に変更（時間帯はIPA指定）してもらうことは可能か。	公平性の観点から、入札締切前にヒアリングを実施するといった対応はいたしかねます。ヒアリングの都合がつかない場合は、別途電話やメールでの対応とさせていただきます。
2	p.6	パートナー会社と共同提案を行うことを考えているが、提案書作成時点では、再請負を行うパートナー会社を含めて、仕様書等の要件を満たしていることを提案すればよいか。 また、その場合に何か留意すべき事項はあるか。	ご認識の通り、契約書及び仕様書の要件を満たしていることをご提案ください。再請負をする内容や再請負先について、体制図を含めて提案書に記載して下さい。
3	p.15	マネジメント監査については、往査、ヒアリング等を含めてフォローアップ監査を実施するものと理解しているが、ペネトレーションテストについては、どのようにフォローアップ監査を行うことを想定しているのか。 （例：改善状況を書面やシステムの設計書等で確認、或いは、実際にペネトレーションテストを再実施） 上記回答にて、ペネトレーションテストの再実施となる場合、再実施が必要となるシステムの概要やIPアドレス数、及びWEBアプリケーションが含まれる場合は、画面遷移数等の情報を教えて頂きたい。また、使用するペネトレーションテストに使用するツールがあれば、その要件も教えて頂きたい。	ペネトレーションテストのフォローアップ監査は、原則として相手法人から提出された資料等の確認により行いますが、指摘事項の内容によっては、システムの設計書等の書面での確認や、現地での設定画面の観察等での確認を行う場合があります。なお、ペネトレーションテストの再実施は行いません。
4	p.16~17	往査、ヒアリングを実施する時期は、何月頃を想定しているか。また、複数の監査チームが平行して行う場合、どの程度のチーム数を想定しているか。	往査やヒアリングを実施する時期は、対象法人、請負業者及びIPA間の調整の上決定するため、業務実施期間のいずれかの月に偏るものではありませんが、対象法人側の準備に相応の期間を要するため、往査、ヒアリングの実施時期は2018年11月～2019年2月と想定しています。 調整結果により複数の監査チームが並行して行う可能性も含め、チーム数についてもご提案ください。

5	p.17	統括責任者と業務実施責任者は兼務が可能か。	制約は設けておりません。 ただし、(ウ)品質管理責任者には、現場で作成した成果物を第三者的視点で確認する立場を求めていますので、現場で自ら作業を行うことは、一般的には適切ではございません。
6	p.18	打ち合わせ時の議事録作成や監査時の監査証拠の記録等で業務実施責任者及び業務実施担当者を補助する業務実施補助者の設置は可能か。(業務実施補助者は、監査実施補助の実績は有するが、セキュリティ監査関連資格を所有していない者を想定している。)	可能です。その場合、業務実施補助者からも、契約締結後に仕様書p.17「7. 実施体制」に記載の機密保持に関する誓約書を提出いただくこととなります。
7	p.17~18	仕様書の資格を満たしていることが前提となるが、提案後の実施体制の一部変更は可能か。 (例：業務実施担当者の変更、或いは、追加 等)	提案された実施体制での実施が基本となりますが、人事異動や人員体制強化など、やむを得ない理由がある場合は、事前にIPAに相談のうえ、妥当と認められる場合は実施体制の一部変更は可能です。
8	p.17	“監査の実施に伴う作業スペース及び被監査法人から受領した要機密情報を含む文書等の保管場所はIPA内に用意するが、会議資料等の印刷に必要な機材は、必要に応じて請負者が準備すること。”との記載があるが、作業スペースは何人程度が同時に作業可能なスペースとなるか。その場合、使用時間、或いは、曜日の制限はあるか。 請負者の負担で会議資料等の印刷に必要な機材を設置する場合、プリンターのサイズや仕様等に制限はあるか。	原則として資料の読み込みや作成等の実施場所は、請負者の事業所としています。その事業所は国内とし、本業務の作業従事者以外の者が立ち入ることができない対策を講じるなど、十分な情報セキュリティ管理が施されていることとし、IPAがその対策状況を確認するため、情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、情報セキュリティ監査を受け入れることを条件としています。IPA内に用意する場所は、主に請負者とIPAの打合せ作業を想定しています。場所は10名程度が同時に打合せ可能となっております。打合せは原則としてIPAの業務時間(平日、9時30分～18時15分)となります。 会議資料等の印刷については、請負者の作業場所に対応することを想定していますので、上記作業場所に請負者のプリンタ等の機材を設置することは想定していません。

9	p.17	<p>“監査の実施に伴う作業スペース及び被監査法人から受領した要機密情報を含む文書等の保管場所はIPA内に用意する”との記載があるが、作業スペースに持ち込むことができない情報機器等はあるか。</p> <p>(例：監査メンバー間で資料を検討するために、プロジェクターを設置する。データを交換するために可搬性記憶媒体（外部電磁的記録媒体）を持参する。コミュニケーションを行うために、スマートフォン（携帯電話）を持参する。・・・等を想定)</p>	<p>作業場所にプロジェクターは準備しています。</p> <p>請負者のスマートフォンやPC等の端末は、IPAのネットワークに接続しないことを条件に持ち込むことは可能です。</p> <p>請負者所有のUSBメモリ等の外部電磁的記録媒体でのデータ交換は認めておりません。</p>
10	p.19	<p>“クラウドサービス等のインターネット上のサービスにて取扱わず、・・・”との記載があるが、レンタルサーバーやホスティングサーバーにおけるメールサービスもクラウドサービス等に含まれるという理解でよいか。また、ハウジングによりサーバーを他社のデータセンターに設置している場合であっても、広義の意味ではクラウドサービス等に含まれるという理解でよいか。</p> <p>上記（前者）がクラウドサービスに該当する場合、当社ではメールが利用できなくなる。そのため、データのやり取りは必要な情報セキュリティ対策が施された可搬性記憶媒体（外部電磁記録媒体）、或いは、IPA側が提供するデータ交換を行うサービス等、何か想定しているものはあるか。</p>	<p>想定しているクラウドサービスは、ファイル交換サービスやファイル保管サービスであり、メールサービスは想定しておりません。ただし、クラウドサービスであるか否かに依らず、業務完了後には関係するメールの全てを消去していただき、消去の証明書をご提出いただく必要があります。</p> <p>なお、請負者とIPAの間での大容量ファイルのやり取りについては、IPAが提供するファイル交換サービスを利用していただくことを想定しています。</p>
11	p.15	<p>各工程で使用するIPAから提供されるワークシートの名称を教えてください。</p>	<p>p.1～2「1.4.監査様式等の閲覧及び貸与について」に基づき、監査様式を閲覧ください。なお、提案書に監査様式名称を記載する必要はありません。</p> <p>請負者には契約締結後にIPAから監査様式を提供いたします。</p>